

新発田市犯罪被害者等支援条例

逐条解説

令和4年4月

新発田市域安全課

新発田市犯罪被害者等支援条例逐条解説 目次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	基本理念	4
第4条	市の責務	5
第5条	市民等の責務	6
第6条	事業者の責務	7
第7条	相談及び情報の提供等	8
第8条	見舞金の支給	9
第9条	日常生活の支援	10
第10条	安全の確保	11
第11条	居住の安定	12
第12条	雇用の安定	13
第13条	市民等及び事業者の理解の増進	14
第14条	支援の制限	15
第15条	委任	16

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例の基本的認識及び目的を明らかにしています。

【解説】

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援を総合的・計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減し、生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体及びその他犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心無い言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過激な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

【趣旨】

この条例における用語の意義を説明するものです。

【解説】

- (1) 「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画において、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義されていることから、本市の条例においてもこれに基づいています。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する以下のような行為をいいます。

- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定されている「つきまとい等」で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいいます。

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定されている「身体の暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいいます。
- 3 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第28号）に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいいます。
- (2) 「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法における定義を踏まえ、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」とします。犯罪被害者等の範囲については広く捉えますが、具体的施策の実施に当たっては、対象となる範囲を別に定めます。
- (3) 「市民等」とは、市内に居住する方々だけではなく、市内で働く方、市内の学校に通う児童、生徒及び学生、NPO法人等の団体を含みます。
- (4) 「事業者」とは、市内で事業活動を行う法人又は個人をいいます。
- (5) 「関係機関等」とは、犯罪被害者等支援の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にある機関、すなわち国、県、警察その他の行政機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体及びその他犯罪被害者等の支援に関係する団体を指します。
- (6) 「二次被害」とは、犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心無い言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷報道機関による過激な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいいます。犯罪被害者等が受ける被害は、加害者のみならず、第三者の行為によっても生じうるものです。
- (7) 「再被害」とは、犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいいます。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

【趣旨】

法を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するにあたっての基本となる考え方を定めています。

【解説】

犯罪被害者等は、犯罪等による身体的、精神的な苦痛のみでなく二次被害、生活上及び経済上の負担等、様々な面で尊厳を奪われます。犯罪被害者等が尊厳を取り戻すこと、そのための処遇を保障されることは犯罪被害者等の権利であり、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すまで、必要な支援を途切れることなく実施していくことを基本理念とします。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めています。

【解説】

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市だけでは対応できないことも想定されるため、関係機関等と連携・協力することにより、犯罪被害者等の被害の早期回復に向けた施策が可能となります。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における市民等の責務を定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第6条では、「国民の責務」について、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、より具体的に市民等の責務を示したものです。

犯罪被害者等が、平穏な生活を取り戻すためには、地域の人々の協力が必要不可欠です。

また、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の人の無理解や偏見によって二次被害を受ける場合があることから、市だけではなく、市民等にも犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めていただくことが重要です。

[参考]

○犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国民及び地方公共団地が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害等が生じることがないように十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

犯罪被害者等の支援における事業者の責務を定めています。

【解説】

事業者は、事業活動の中で犯罪被害者等と接する場合や、従業員等が犯罪被害者等となった場合に、二次被害等が生じることがないように十分な配慮が必要です。加えて、従業員等を対象とした、犯罪被害者等に対する理解を深めるための啓発活動や研修の実施については、事業者の理解と協力が不可欠となります。

また、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響や裁判手続等への対応など、様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。犯罪被害者等が就労を継続できるようにするためには、職場での人間関係についての十分な配慮とともに、犯罪被害者等が裁判手続等に関わることができるよう、就労内容、勤務体制の見直し及び休暇取得の配慮など、職場環境を整備することも必要となります。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

【趣旨】

市は、犯罪被害者等の支援に関する総合的窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談に応じることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

「必要な情報の提供及び助言」とは、犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報、関係機関等が行う支援に関する情報、経済的支援に関する情報、医療機関に関する情報、裁判手続等に関する情報等の提供とそれらに関する助言をいいます。

犯罪被害者等支援に関する総合的窓口は、条例を所管する部署が担当します。

[参考]

○犯罪被害者支援等基本法

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等が一時的に経済的な困窮に直面した場合の経済的負担の軽減を図るために、市が見舞金を支給することを定めています。

【解説】

犯罪被害者等の遺族または重傷病もしくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者等に対し、市が寄り添う姿勢を示し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を支援するものです。

見舞金の金額は遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円で、詳細については別途要綱で定めることとします。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むために、市が必要な支援を行うことを定めています。

【解説】

多くの犯罪被害者等は、犯罪等による精神的・身体的・財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続等への対応などにより生活が一変し、事件以前のような日常生活を営むことができなくなる場合があります。犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の実情を正確に把握した上で、個々の事情に応じた市の制度を活用し、関係機関等と連携を図ることが重要です。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いへの配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等を二次被害及び再被害から守り、市が必要な支援を行うことを定めています。

【解説】

犯罪被害者等の支援を実施していく過程では、二次被害や再被害が生じることのないよう十分配慮されなくてはなりません。特に、個人情報の取扱いには十分な注意が必要です。二次被害や再被害の苦しみは深刻であり、犯罪被害者等の被害の回復を妨げる大きな障害となるため、これらを防止するための取組が重要です。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する市営住宅の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

住宅の確保に窮する犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市が必要な支援を行うことを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第16条において、「国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

犯罪被害者等が、これまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることで再被害が想定される場合などに、一時的な市営住宅の提供等の支援に取り組む必要があります。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるための啓発活動に努めるものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、市が必要な支援を行うことを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第17条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

雇用の安定とは、事業者の理解を得て、事業者が職場環境の整備改善を図ることにより、犯罪被害者等が職を失うことがないようにすること、犯罪等の被害により職を失った者に対する雇用の支援又は雇用の促進を行うことなどをいいます。

雇用の安定を図るために、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備、二次被害等の防止に向けた取組について、事業者に対して情報の提供や啓発の取組を進める必要があります。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、市の犯罪被害者等支援に係る市民等の理解の増進を図ることを定めています。

【解説】

犯罪被害者等基本法第20条において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

犯罪被害者等の尊厳を傷つける大きな原因の一つが、周囲の無理解又は配慮に欠ける言動、偏見等による二次被害です。市民等が犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、犯罪被害者等に偏見を持つことのないように、様々な機会を利用して情報の提供や啓発活動等を行う必要があります。

(支援の制限)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

適正な犯罪被害者等の支援を実施するため、その対象とならない者について定めています。

【解説】

犯罪被害者等が、自らの重大な過失により犯罪行為を誘発したときや、それに帰すべき行為があったとき、新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、もしくは関与する等密接な関係を有する者であったとき、そのほかに社会通念上適切でないと認められるときは、支援を行わない場合があります。

[参考]

○新発田暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団をいう。
- (3)・(4) 略

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体をいう。
- 三～五 略
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七・八 略

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が別に定めることを規定したものです。